

タイビン火力発電所及び送電線建設計画（第二期）【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 令和6年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム社会主義共和国
(2) 案件名	タイビン火力発電所及び送電線建設計画（第二期）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	ベトナム北部タイビン省タイトウイ郡のタイビン火力発電所センター内に 600 メガワット（300 メガワット×2 基）の火力発電所を建設するとともに、周辺地域の送電線及び関連施設を整備することで、首都ハノイを含む発展著しい北部地域への電力の安定供給を図るものである。 案件の内容 ・土木工事 ・コンサルティング・サービス ア 閣議決定日：平成 26 年 3 月 18 日 イ 供与限度額：363.92 億円 ウ 金利：1.40%（コンサルティング・サービスについては 0.01%） エ 償還（据置）期間：30 年（10 年） オ 調達条件：一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初、電力需要が増加しており、発電設備容量の増強及び送変電・配電設備の新設・増強による電力供給の信頼性向上を目指していた。 現在においても特にタイビン火力発電所が位置する北部では電力需要に対する供給がひっ迫しており、引き続き安定的な電力供給の必要性が見込まれることから、現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 本事業は、契約で求められた発電所及び送電線の工事に係る業務は全て完了し、当初予定どおり 2018 年 4 月

	に商業運転を開始しているものの、支払に必要なベトナム政府内の最終手続中である。
(2) 今後の対応方針	上記(1)イのとおり、工事は全て完工しており、商業運転を開始しているところ、早急に貸付完了できるよう、支援を継続する。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 ・ 政策評価法に基づく事前評価書 ・ 国際協力機構の案件検索 ・ そのほか国際協力機構から提出された資料